

家庭用品規制法 原則的な規制スキーム(案)

資料3

(当日配布)



*:要する期間は目安であり、基準に応じて異なる。

以下の情報源を基に
国立衛研等の協力を得て
必要な情報を収集・整理

情報源(例)

- 海外規制
- 各種毒性データベース
- 他省庁(化審法47条通知等)
- 製品事故情報
- 業界団体

整理する情報(例)

- 海外規制
- 各種毒性データ
- 製品使用・流通量

- 国内使用実態調査
- 試験方法開発 (バリデーション含む)
- その他必要な調査 (追加の毒性試験等)

を支出委任等で
(原則) **国立衛研が実施**

※:すでに必要な情報が
集まっている場合は省略可能

- 試験方法
- 基準値
- 規制対象家庭用品

上記事項について
基準(案)を作成するため、
**家庭用品調査会を
(原則)複数回実施**

※:ここで有害物質等基準の
設定の可否について諮問

化学物質安全対策部会
の答申を基に

- 物質を指定するための
政令改正
- 基準値・規制対象家
庭用品を設定するた
めの省令改正

を実施(法令審査・決裁)。

※:一連の政省令改正手続き。

化学物質安全対策部会

必要に応じて、上記整理
された情報等を基に
実態調査、他に必要な情
報・調査等について**助言**。

調査会で基準(案)を議論
するにあたり、留意すべき
事項について**助言**。

上記の調査会の結果を基に

- 試験方法
- 基準値
- 規制対象家庭用品

を審議(答申)。



※:なお、既存の基準・試験法の改
正も同様のスキームで処理するこ
ととする。

※:保健衛生上、緊急を要すると
認められる場合は、本スキームを
適用しないことがある。